

一般社団法人日本応用地質学会 文書等複写規程

平成 22 年	1 月 28 日	制定
平成 23 年	1 月 28 日	改定
令和 5 年	2 月 21 日	改定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）が保有する文書等の複写に適用する。

(複写の対象)

第 2 条 複写の対象とする文書等は、次の各号に示すものとする。

- 一 この法人発行（任意団体日本応用地質学会発行も含める）、及び著作権譲渡を受けたその他の出版物
- 二 規則第 99 条第①項一により、一般に公開するとされた文書等
- ②前項一について複写の対象となるのは、調査・研究に用いる場合に限る。
- ③認定・許可・認可等及び登記に関する書類は、一般からの請求に従い、規則第 99 条第①項二により会長が許可した場合のみ複写の対象とする。
- ④認定・許可・認可等及び登記に関する書類及び内規は、会員から規則第 99 条第①項三の請求がなされた場合のみ、複写の対象とする。

(複写の場所)

第 3 条 複写は、この法人の事務局において行うものとし、同事務局外への文書等の持ち出しは認めない。

(複写の時間)

第 4 条 複写は、この法人の事務局の業務時間内に行うものとする。

(複写の実施)

第 5 条 複写は、複写の請求者自身が行うものとする。

(複写の料金)

第 6 条 複写の料金は次の各号の通りとする。

- 一 白黒複写：一枚あたり 20 円
- 二 カラー複写：一枚あたり 50 円

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 1 月 28 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。